第5号議案

亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市印鑑条例(平成6年亀岡市条例第20号)の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年6月9日提出

亀岡市長 桂川 孝裕

亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例

亀岡市印鑑条例(平成6年亀岡市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 4 号を加える。

- (3) 個人番号カード 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。
- (4) 移動端末設備 電気通信事業法(昭和59年法律第86号) 第12条の2第4項第2号口に規定する移動端末設備をいう。
- (5) 個人番号カード用利用者証明用電子証明書 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。) 第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。
- (6) 移動端末設備用利用者証明用電子証明書 公的個人認証法第 35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子 証明書をいう。

第14条第2項中「利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。)が記録された個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード」に改める。

第15条中「利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した移動端末設備」に改め、「暗証番号を入力すること」の次に「又は代替となる認証機能を用いること」を加える。

第16条第1号中「利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カード」に改める。

附則

この条例は、別に規則で定める日から施行する。

亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律における電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正により、マイナンバーカードの電子証明書機能をスマートフォン(移動端末設備)に搭載する等マイナンバーカードの利便性をさらに向上させるため所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、別に規則で定める日から施行すること。